

## 後期高齢者医療制度の 保険料率が改定されました

後期高齢者医療制度では、二年ごとに保険料率が改定されることになっており、平成二十六年はその年に当たります。

高齢者の方の一人当たりの医療費は年々増加しています。現在のサービスを維持するためには、高齢者の方だけでなく、若年層の方まで、できるだけ平等に、ご負担をいただく必要があります。

このため、平成二十六年からの二年間の医療費の財源に充てるため、別表のとおり、保険料率が引き上げられました。

### ●保険料の納め方

平成二十六年度の年間保険料額は、平成二十五年の所得を算定基礎に、改定後の保険料率を使用して、七月に確定します。特別徴収の方は、確定した保険料額から仮徴収額を差し引いた残額を十月・十二月・二月に年金から天引きでお支払いいた

■保険料率の改定内容		(別表)	
平成24・25年度の保険料率など	所得割率 8.55%	平成26・27年度の保険料率など	所得割率 9.00%
均等割額 43,510円		均等割額 45,761円	
保険料限度額 550,000円		保険料限度額 570,000円	

できます。なお、仮徴収額については、二月の天引き額と同額を四月・六月・八月に徴収することとなります。

普通徴収の方は、七月以降に口座振替や納付書でお支払いいただきます。特別徴収・普通徴収の別にかかわらず、七月中旬に後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

▼問合せ 住民課国民健康保険・医療係 ☎28・0917

## 国民年金保険料のおしらせ

今年度の保険料は月額一万五千二百五十円です。

納付方法は、納付書、口座振替、クレジットカード支払いから選択できます。

納付書の場合は銀行、農協、信用金庫等の他にコンビニエンスストアで納付ができます。

口座振替の場合は、金融機関等で手続きを行ってください。なお、口座振替で毎月の保険料を納める場合、当月分の保険料を当月末に引き落とす「早割」を申し込むと月額五十円の割引になります。

クレジットカード支払いの場合は、年金手帳、クレジットカード、印鑑を持参の上、年金事務所において手続きを行なってください。

保険料は一年分または半年分を一括して納付すると割引があります。また、

平成二十六年より二年分を一括して納付する二年前納の制度が始まりました。

二年前納をご利用いただくと、毎月納付する場合に比べ、二年間で一万四千円程度の割引になり、さらにお得になります。

▼割引額 【二年前納】 口座振替で約一万四千円割引 【一年前納】 口座振替で三千八百四十円割引、納付書で三千二百五十円割引 【半年前納】 口座振替で千四百円割引、納付書で七百四十円割引▼問合せ 名古屋西年金事務所 ☎052・524・6855 住民課住民・年金係 ☎28・0966

## 七十〜七十四歳の方の 医療費窓口負担が見直しされます

これまでは、医療機関等における七十歳から七十四歳の方の窓口負担は、法律上二割となっていたところが、特例措置で一割負担とされていきました。

平成二十六年から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が次のとおり見直されることとなりました。

ただし、一定の所得がある方は、これまでどおり三割負担です。

▼誕生日が昭和十九年四月二日以降の方 七十歳の誕生月の翌月（ただし、各月一日が誕生日の方はその月）の診療から、窓口負担が二割になります▼

誕生日が昭和十九年三月一日までの方 医療費の窓口負担はこれまでと同様一割です▼誕生日が昭和十九年三月二日〜四月一日の方 四月よりこれまでの三割負担から一割負担になります▼問合せ 住民課国民健康保険・医療係 ☎28・0917

## 国民年金学生納付特例制度

学生の方で国民年金保険料を納めることが困難なときは、学生納付特例の申請ができます。申請が承認された場合は、保険料の納付が猶予されます。

ただし、所得制限や非該当校があるため、承認されない場合もあります。

昨年度に学生納付特例を承認された方で、平成二十六年度も同じ学校に在籍する方には、三月末ごろ日本年金機構より、学生納付特例申請書（ハガキ）が郵送されます。必要事項を記入し、返送することにより学生納付特例の申請ができます。

なお、平成二十五年年度分の申請は、四月三十日（水）までです。期日までに申請をお願いします。

▼申請に必要なもの 年金手帳・学生証もしくは学生証の写し（両面）・代理人が申請される場合、印鑑、本人確認書類（運転免許証等）▼問合せ 住民課住民・年金係 ☎28・0966